

令和 3 年 3 月 19 日

東京SR経営労務センター  
社会保険労務士会員各位

東京SR経営労務センター  
会長 川崎 秀明

### 緊急事態宣言解除後における事務局の業務運営等について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当センターの事業運営につきまして、格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染防止のための「緊急事態宣言」が、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県の一都三県に再発令され、早や2ヵ月が経過いたしました。ようやく3月21日をもって、東京都においてもこの宣言が解除されることとなりました。

この間、当センター事務局におきましては、様々な制約が課せられる状況の中、会員の皆さまのご協力をいただきながら、各種労働保険事務等を進めてまいりました。

特に、窓口への来所を控えていただく郵送による届出の徹底や電話対応時間の短縮措置などにつきましては、前回の「緊急事態宣言期間」と同様に、会員の皆さまに、その趣旨等をご理解いただき、概ね順調に事務処理等を行うことができました。改めまして、皆様のご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

しかしながら、再度の緊急事態宣言が解除されたものの新型コロナウイルスとの闘いは、この先も当分続くものと思われ、気を緩めることなく、感染防止に努めていくことが重要と考えております。

これから年度末を迎えるとともに、年間で最も繁忙となる労働保険年度更新業務が始まります。緊急事態宣言の解除は、一つの区切りですが、昨年に引き続き、コロナ禍における年度更新業務を円滑に進めるため、当センター事務局の業務運営等につきましては、緊急事態宣言解除後の **3月22日(月)以降**、以下のとおりとさせていただきますので、ご了解いただくとともに、引き続き、ご支援等賜りますようお願い申し上げます。

## <緊急事態宣言解除に伴う業務対応等>

### 1 窓口での受付業務

窓口での受付は、ご来所いただいた場合、これまでも対応させていただいておりましたが、引き続き、**郵送による書類提出をお願いしつつ**、次のとおりとさせていただきます。

#### 【窓口対応時間】

◎平日の10時～11時30分と13時～16時

※12時～13時の昼休時間帯は入口を施錠いたしますのでご注意ください。

### 2 電話対応時間

再度の緊急事態宣言が発令された本年1月12日（火）以降、電話対応時間を10時～15時（昼休時間帯：12時～13時を除く。）とさせていただいておりましたが、上記「窓口対応時間」に合わせ、当面、次の時間帯での対応とさせていただきます。

#### 【電話対応時間】

◎平日の10時～16時（昼休時間帯：12時～13時を除く。）

※上記以外の時間帯は、留守番電話対応となります。

### 3 その他

引き続き、新型コロナウイルス感染防止にご協力いただくことで、会員の皆様にはご不便をおかけすることもあるかと思われませんが、次の各事項にもご留意いただき、窓口業務の円滑な推進にご協力をお願いいたします。

- (1) 引き続き、感染防止の観点から、窓口では長時間の対応はできませんので、書類作成時には、それぞれの届出の要綱や手引等を参照いただき、記入漏れなどが無いようご留意願います。
- (2) 受付カウンターには、透明の亚克力板などの仕切りを設置し、対応させていただきますので、ご了承ください
- (3) ご来所の際は、必ずマスクの着用をお願いするとともに、手指のアルコール除菌等にも協力願います。
- (4) 発熱等、体調の悪い場合は、ご来所を控えていただくようお願いいたします。